

～はじめに～

本格的な少子高齢社会の到来、情報化及びグローバル化が急速に進展するなか、市民ニーズや地域課題はますます複雑化・多様化しています。それとともに、社会全体で対応すべき「公共」の分野が、これまで以上に拡大していくなど、市民活動や大阪市を取り巻く状況は変化してきました。

健康、介護、教育、環境、子育て、雇用、まちづくり、安全、防災、多文化共生、男女共同参画、人権擁護などの様々な分野の課題が発生するなか、市民活動団体は、「公共」の新しい担い手として、これらの課題に行政と一緒に、行政とは違う立場で取組を進めています。その個別性、専門性、迅速性、当事者性などの特性を活かして地域課題や社会課題の解決を担うことで、市民活動団体はこれまで以上に重要な存在と認識されるようになってきました。

これに伴い、行政に対しては、公共サービスの提供など本来の責任を果たすことと同時に、拡大する「公共」を担うパートナーとして市民活動団体との協働を進め、地域課題、社会課題の解決に取り組むこと、また、市民活動団体の活動がより進展するよう効果的な支援を行うことが一層求められるようになっていきます。

この間、市民活動推進審議会では、平成 22（2010）年、平成 23（2011）年に、行政と市民活動団体との連携協働の重要性を伝える「大阪市協働指針【基本編】」「大阪市協働指針【実践編】」を取りまとめて答申しており、平成 27（2015）年には、「大阪市における市民活動の推進に向けた提言～多様な主体の協働による市民活動の活性化～」を取りまとめ、多様な主体の協働に向けて「オープンな場でのつながり」が有効であること、そのために中間支援組織や行政の支援において必要なことなどを提言しました。

一方、大阪市では、複雑・多様化する地域課題を解決するためには、「自らの地域のことは自らの地域が決める」という意識のもとで、地域の実情を最もよく知っている地域の住民等の方々が中心となることが重要であるとし、地域団体と、市民、NPO、企業などのさまざまな活動主体とが相互に理解し信頼し合いながら連携協働して取り組むとともに、これらの活動主体と行政とが協働する「多様な主体の協働(マルチパートナーシップ)」の取組が必要であると掲げています。このマルチパートナーシップに向けた取組として、地域活動協議会の形成を進めてきており、平成 29 年（2017）年 8 月に策定された「市政改革プラン 2.0（区政編）」においても、「地域社会における住民自治の拡充」を柱立てのひとつとして位置づけ、引き続き地域活動協議会を核とした自律的な地域運営、校区等地域を超えた多様な主体のネットワークの拡充などをめざしています。

「公共」の分野に地域の多様な主体と行政が協働して取り組むことによって、地域の実情にあった真に必要なとされる取組やサービスの提供が可能となり、表面に現れにくい地域課題にも迅速かつ的確に対応できるなど、地域社会への効果や効率性も高まっていくことが期待されます。

そこで、行政と地縁型の地域団体とテーマ型のNPO、さらには企業等との協働の実現に向けて、どのような手法や支援が効果的なのか、また、その支援における官民の最適な役割分担についても検討しながら、行政としてとるべき方策について審議しました。

大阪市における、より豊かで、より活力に溢れた地域社会づくり、地域コミュニティの形成に資することを願い提言を行うものです。